

令和4年度第2回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

1 日時 令和4年7月29日（金）午前9時30分～午前10時3分

場所 おだわら市民交流センターUMECO 会議室1

2 出席者氏名

学識経験者 嶋 崎 政 男（会長）

社会福祉士 芦 田 正 博（職務代理者）

弁護士 坂 本 結

臨床心理士 杉 崎 雅 子

医師 横 田 俊一郎

3 教育委員会職員

教育長 柳 下 正 祐

教育指導課長 中 山 晋

教育相談担当課長 西 村 泰 和

教育総務課副課長 加 藤 和 永

教育指導課指導主事（指導係長事務取扱） 鈴 木 孝 宗

教育指導課指導主事 津 田 裕 子

（校長会）

小学校長会代表 杉 山 尚 美

中学校長会代表 磯 辺 和 彦

（事務局）

教育総務課副課長 濱 野 光 利

4 議題等の概要

（1）小田原市いじめ問題対策連絡会について

（2）いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について（答申案）について

（3）その他

5 議事等の概要

（1）開会宣言

○教育総務課副課長 それでは定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第2回小田原市いじめ防止対策調査会を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます教育総務課の加藤でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。本日は委員5名に御出席いただいております、定足数に達しておりますので、会議は成立してございます。

初めに本日の資料の確認をお願いしたいと存じます。次第に加えまして、資料1として、小田原市いじめ問題対策連絡会について、資料2として、いじめ重大事態に関する調査結果の公表のあり方について答申案となります。

不足等ございましたら申出ください。大丈夫でしょうか。

それでは、ここからは規則第5条第1項の規定により、会長に進行をお願いしたいと思います。島崎会長よろしくお願いたします

○嶋崎会長 わかりました。本日は2つ議案がございます。第1の議案であります小田原市いじめ問題対策連絡会について、事務局から御説明をいただければと思います。

○教育指導課指導主事 事務局より、報告いたします。令和4年7月7日木曜日、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにーい」にて、令和4年度小田原市いじめ問題対策連絡会を開催しました。この連絡会は、本市におけるいじめの防止等に関し、学校、地域の関係機関等が連携した取組を円滑に進めることを目的に設置しております。連絡会を構成する団体については資料1内側のページにある構成員名簿を御覧ください。多くの関係機関の皆様にご参加いただいております。

連絡会では、はじめに小田原市のいじめに関する状況と取組について、事務局より報告いたしました。まず、「いじめ」の定義について例を示しながら説明し、意図せずに関係者を傷つけてしまった場合も、被害側が苦痛を感じているものについては「いじめ」と認知して対応することを説明いたしました。そのことを踏まえ、資料1の内側のページ右側にあります、教育指導課調べの「令和3年度小田原市のいじめの認知件数等について」の結果を報告しました。令和3年度の本市のいじめの認知件数は、小学校で926件、中学校で196件となっております。いじめの態様で一番多かったものは、小中学校とも、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」となっています。積極的にいじめを認知し、いじめの芽が小さいうちに対応することは、重大化を防ぐことにつながっていると考えています。今後、神奈川県や、国の状況が公表されますので、比較をしたり、本市の状況を分析したりして、今後の施策に生かしてまいりたいと考えています。

連絡会の後半は、各関係機関の皆様から、「いじめの防止に関する関係機関の取組について」と題しまして、日頃のいじめの未然防止につながる取組について、情報を提供していただいたり、御意見をいただいたりしながら、いじめの未然防止に向けた協議を行いました。

民生委員児童委員協議会からは、あいさつ運動や登下校の見守り活動を行う中で、子供たちと関係をつくり、何かあった時には相談できる関係を築いているというお話がありました。また、自治会代表の方からは、コロナの影響等で難しい部分があるが、なるべく地域の行事には子供たちが参加できるようにして、地域みんなで地域の子供と関わっていくことが大切であるとお考えを聞くことができました。また、人権擁護委員協議会や児童相談所、警察署などは、いじめなどで、子供たちが困ったり悩んだりしている時に相談する場所となっており、日頃から子供たちを見守っていただいていることを改めて確認できました。学校からは、いじめの未然防止や早期発見に関してアンケートや教育相談を活用したり、日頃の様子の見取りなどから児童生徒理解に努め、チームで対応していることが伝えられました。

学校、家庭や地域、関係機関の方々がそれぞれの立場で、いじめの未然防止や早期発見につながる取組を今後も連携して行っていくことの大切さが確認されました。

事務局からは以上です。

○嶋崎会長 ありがとうございます。令和3年度のいじめの認知件数、連絡会から出た貴重な意見も御説明いただきました。委員の皆様ご意見等ございましたら御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○杉崎委員 関係機関の取組について、御説明をいただきましたが、関係機関から、教育委員会に向けて提案のようなことはあったのでしょうか。

○教育指導課指導主事 いじめの未然防止、早期発見については、日々の取組が大切であるということで、関係機関の方に学校でサイバー教室を行っていただいたりSOSミニレターなど学校以外で相談できる場所ですとか、そういったところを学校に対して周知をしていただいたり、様々な取組を日々していただいているところですが、それについて、皆さんで日々の取組を報告していただいたり、こういうことが学校に対してもできますよということを紹介していただいたりして、それぞれが連携をしながら、それぞれの立場でできることをやっていきましょうというようなことを確認させていただいたので、新しく何か取組を始めますというようなことではないのですけれども、日々の取組の大切さを、皆さんで共有をさせていただいた会になります。内容については連絡会だよりで学校にはお知らせしていく予定です。

○杉崎委員 連携を確認したということですね。学校や教育委員会に要望があるのかなと思い、お伺いいたしました。

○横田委員 認知件数のところですが、小学生はかなり増えて、これはそれだけいじめに関する関心が高まっていると考えていいのかなと思いますけど、中学生では減っている。この差というのは、どうお考えでしょうか。

○教育指導課指導主事 令和3年度の数値に関しましての詳しい分析等については、これから委員会の中でまとめていくところで、まだ正式なお答えというところではないんですが、横田委員おっしゃったように、認知件数を積極的に認知をしていくというところは、教育委員会として、とても大切なことだと思っております。様々な研修会等でも、先生方にはお伝えしているところです。

令和元年度までは認知件数が増えていましたが、コロナの影響等もあり、令和2年度は少なくなりました。令和2年度に関しては、4月、5月の休業期間があったというところで、小中ともに全国的にも減っているというところがあるんですけども、令和3年度はまた学校がコロナの中でもいろいろなコミュニケーション等もできる方法を探りながら再開をしてきました。また、ICTの活用等も始まったというような色々な要素がございますので、その辺りも、総合的に分析をしていきたいと思っております。おっしゃられるように、小学校がかなりの数が増えて、中学校が減っているの、そのあたりこちらでもまた分析を進めてまいりたいと思います。

○嶋崎会長 今後分析をしますということですが、せっかく校長会の先生方においでいただいておりますので、いかがでしょうか。校長先生方から一言ずつで結構ですので、感想でもよろしいですか。お願いいたします

○磯辺中学校長会代表 中学校になります。私の個人的な意見を含めてです。確かに数としては、令和3年度に減っていると思うんですけども、学校の中では、SNS、インターネ

ット上の誹謗中傷、こういうものが非常に増えている印象はあります。ただし、逆にこういう点についてはなかなか見えにくいというところもあるので、ほとんど表面化してこないというところで、困っている生徒をきちんと見ていくと、もしかしたらもう少し上がっていくのかなっていう風に思っていますし、学校でもそういうことが起きたときに、非常に指導が見えない、追っていけない、入れない部分が非常に多いので、そういうところでは、学校として非常に困っているので、そこは本当に家庭と連携しながらやっていかないと、なかなか解決しないのかなっていうところです。

○杉山小学校校長会代表 先日の連絡会の時も、小学校の認知件数が増えていることに驚かれていた委員の方もいらっしゃったんですけども、先ほどから御説明があるように、積極的に認知していこうということがあると思います。

いじめのアンケートや子供からの聞き取りをしながら、小さいことでも、子供が困っていることについては、認知していきながら、解決していく方法、それから職員全員で協力していく方法などを考えております。そして、これは個人的な意見にもなってしまうんですけども、令和元年度の終わりから2年にかけては、やはりコロナの影響もあり、ソーシャルディスタンスということで、グループで活動することや、人と関わるのが本当に少なかったです。そして、令和3年は、少しずつ、やっぱりコロナと一緒にやっていこうということで、グループ活動等が始まってきたんですけども、やはり人との関わりがなかなか経験の少ない分、ちょっと下手になってきちゃってるなっていうところがあり、マスクの下の表情が見えなかったり、本当はマスクの下、困っている顔をしているんだけど、ちょっと意地悪なことを言い続けてしまったりだとか、そういった難しさも色々あるのかなと思っております。小学校の現場としては、積極的に認知していき、職員のアンテナも高くしていこうということで捉えております。

以上です。

○芦田委員 今聞かせていただいて、あの逆にせつかくなので先生方にお聞きしたいのですが、数が増えているというのはそうなのですが、逆にこんな取組をしたんだよとか、指導主事の先生方からみて市内全体として、キラリと光る指導が何かあったかなっていうのを1つ2つお聞かせていただけたらと思いますがよろしいでしょうか。

○嶋崎会長 学校全体を見ていらっしゃる指導の方でお答えいただいてよろしいですか。

○教育指導課指導主事 今日の議題にも重大事態の話題となっておりますが、いじめの法的ないじめの定義というところで、こちらが意図してなくても、相手が嫌だと思ったらいじめという。そういったところをほんとに積極的に認知する。それで、関わり方を子供たちに指導して、子供たちがそこで気がついていたり、そういったことは、本当に子供たちが成長していく過程で非常に大事なことであり、教職員がそこを見逃さずにしっかりと認知できるということが、とても大事だと思っております。認知件数が増加しているというところで、教員の意識も高まってきたという風には捉えてはいるんですが、市内小中学校で36校あり、教職員もたくさんいるというところで、全部の学校の全部の教職員がほんとに同じ、その高い意識を持っているかということになりますと、まだまだ課題はあるかなという風に

捉えているところで、実は学校ごとにも市の教育委員会としては、集計を取ってはいるところではあるんですけども、そういったところも児童生徒指導担当の研修会等も活用しながら、皆さんが同じように、積極的に子供たちのために認知ができるようになっていくところで、学校ごとに声かけをさせていただきながら、同じような形で、全部の学校が高い水準でできるようになってくると、さらに子供たちの細かいところの見取り、いじめの認知というところが積極的に進み、ほんとに重大なことになる前に、子供たちが成長していくことができるのかなというところで、色々な研修会等を大切にして、先生方に理解していただく取組をしているところです。

○嶋崎会長 ありがとうございます。委員の皆さん、他はよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○嶋崎会長 ありがとうございます。それでは第1点目の議題につきましては、以上で終わりにさせていただきます。2点目の議題でございます。いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について(答申案)でございますが、本日は、小田原市いじめ防止対策調査会規則第5条第3項の規定がございますので、採決をしたいと思います。

まず内容につきまして、最終的に確認をするという意味合いで議事の時間を取りたいと思います。

冒頭は、事務局から御説明をいただければと思います。

○教育指導課指導主事 事務局より、説明いたします。

資料2「いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について(答申案)」を御覧ください。

いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方について、4月に行われました令和4年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会での協議内容をもとに案をお示ししています。

2ページを御覧ください。Ⅱ提言「1調査結果の公表の意義について」は、前回から変更はありません。3ページです。「2調査結果の公表について勘案すべき要素」を新しく追加しました。小田原市いじめ防止基本方針では、調査結果の公表について「事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童、生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する」と示していますので、その勘案する要素について、考えを整理しました。

「(1) 事案の内容や重大性」については、いじめの重大事態は定義からも深刻な事態であると考えられるため、内容や重大性を公表の適否の判断とすることは適切ではないとしています。

「(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向」については、公表についての意向を重視することは大前提としながらも、公表を望まない場合について、具体的な内容に言及しないとしても、いじめの有無や再発防止策について公表することで公表の目的に沿うことができる考えを示しています。

「(3) 公表した場合の児童生徒への影響」では、調査結果の公表による弊害について留意すべき事項に触れています。

続いて、4ページ「3公表の方法について」ですが、前回から、2つ項目を追加しています。「(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向確認」と「(3) 他の関係児童等への説明について」を加え、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向に配慮し、内容について市教育委員会が丁寧に調整していくことや、関係児童生徒及びその保護者、いじめを行ったと指摘される側についても配慮をし、可能な限り公表の目的を説明し理解を得るよう努めるべきであるとししました。加害者とされる児童生徒及びその保護者への説明については、御意見をいただいていた部分になります。事案によっては、難しいケースも考えられますが、可能な限りということで、記載してあります。

5ページです。「(4) 公表の資料」については、基本的な内容は前回と変わりませんが、いじめを受けた児童生徒はもちろんのこと、加害者とされる児童生徒についても人権への配慮が必要なことを記しています。そして、公表前には調査会へ報告し、内容が適切であるかを確認する手続きを設けることが望ましいとししました。

「(5) 公表方法」は、記者発表など、広く公表することが望ましい事案について、例示をしました。実際には個別の事案ごとに判断をしていくことになるかと思いますが、その際の目安になるように記載しました。

以上、前回からの変更点を中心に説明させていただきました。事務局からの説明を終わります。

○嶋崎会長 ありがとうございます。しっかりとまとめていただいたんですが、今日また新たに全体を通して御覧になって、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。それで、あのせっかくの会ですので、決議をする前に皆さんから異論とか反論とかでなくても結構です。こうやっていきましょう。とかの意味合いも含めまして大変恐縮なんですけど、芦田委員さんから一周させていただいてよろしいでしょうか。

○芦田委員 ありがとうございます。また、事務局の皆さんにはすいません。いろいろな無理を申し上げた部分があったかもしれませんが、感謝申し上げます。

いじめの報告書って、私も過去に調査を担当させていただくにあたって、他県のものもいくつか読ませていただいたりもしましたけれども、逆に他県のをそれだけ読めるということで、私自身がたくさん勉強させていただいた部分がいっぱいあったかなと思います。逆にまた今度小田原市がこういう形で公表していくという中で、「おわりに」のところに書かれていると思うんですね、社会全体で理解が深まっていくということであったり、また、私たちのよういじめの調査に従事するものにとっては、1つのお役所的な言い方ですが、前提となるようなものという形で広く社会に示していけるという1つの指針ができたということで大変意義があったのではないかなと思います。もちろんこれで終わりではなくて、公表していく中で、またうまくいかないことがあれば、適宜修正をしていくということで、より良いものを私たちも含めて作っていったらいいのかな、という風に思いを見ながら感じたところです。

以上です、ありがとうございます。

○横田委員 私もいろいろ勉強させていただきましたが、他の自治体のものを見て、それと遜色がないものができたかなという風に思っています。加害者側への説明について、必要なかどうかということで少し意見がありましたけれども、こういう形で受け止めていただいたことでよかったかなと思います。基本的には、何らかの形で報告をしていくという基本方針が決まったということは、とても良かったという風に思っています。

ありがとうございます。

○杉崎委員 おまとめいただきましてありがとうございました。被害者側はもちろんですが、加害者側の子供に対しても配慮されているという姿勢が反映されていて、良かったと思います。実際には、個々で判断していかななくてはいけないことがたくさんあると思うのですけれども、その際に、ここに戻って検討ができる枠組みができたことはとても良かったと感じています。

○坂本委員 おまとめいただいて、ありがとうございました。

おまとめいただいた内容では、やはりいじめを受けた側の意向、それに加えて関係者の意向の両方を考慮するのだという視点が盛り込まれている点がとてもよろしいのではないかと思います。やはり、どちらか一方に肩入れするというわけではないということで、皆さんに対する影響を考えた上で公表していくという姿勢が明示されたのがとても良かったと考えております。どうもありがとうございました。

○嶋崎会長 ありがとうございました。それでは私も一言だけ発言をさせていただきます。ただいま、皆様から御意見ありましたけど、私も事務局さんの方で一生懸命やっていたなっていう気持ちはずありまして、お礼を申し上げたいと思います。特にと言いますか、3ページ目になりますけれども、調査結果の公表について勘案すべき要素ということで、3点きちっと取り上げて、私たちがこれからやっていくにあたっての大きな基盤になるということで、こういう形で示していただいて、本当にあのよくわかります、ありがとうございました。

委員の先生方からそれぞれ御意見いただきましたので、ここで採決させていただきますのもよろしいでしょうか、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○嶋崎会長 それではですね、今のお手元でございます答申案です。今案になっておりますけれども、この案を教育長さんに答申することに関して、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

採決…全員賛成

○嶋崎会長 ありがとうございます。御覧いただいたとおり、全会一致でございますので、この答申案の案が消えて、この後答申をさせていただくということになります。どうもありがとうございました。

それでは、ここで議案としていただいているのがこの2点で終了なんですが、事務局の方で、その他として何かございましたらお願いしたいと思います。

○教育総務課副課長 ありがとうございます。その他といたしまして、これまでその過去事案の扱いに関してということで、考え方お示しさせていただいておりましたが、基本的な考え方といたしましては、本答申ならびに本答申を踏まえた基本的な教育委員会としての方針の適用に関してはございません。

ただ、過去事案の公表という問題が冒頭ございましたので、この考え方に準ずる形で、今年度公表に向けた作業を進めていきたいと考えております。

先ほど答申の中にもございましたが、本調査会の方に確認といいますか、お諮りするような場面が想定されますので、この件は改めてですね、調査会の方に御相談させていただいて、今年度進めていければという風に考えておるところでございます。

以上になります。

○嶋崎会長 今のお話について何かございますか、委員の方々よろしいですか。

(「なし」という声あり)

○嶋崎会長 今お話につきましては、委員会の方も了承いたしましたということですので、他にはございませんでしょうか。よろしいですか。では、3点目のその他は今の1件のみということでございます。そうしますと、議事そのものはこれで終了でございますので、事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育総務課副課長 最後になりますが、柳下教育長から御挨拶をさせていただきます。

○柳下教育長 皆様改めまして、教育長の柳下でございます。

先ほどの答申につきまして、皆様方に、大変な御尽力をいただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

公表のあり方については、昨年度1月から3回にわたりまして御審議いただきました。いじめの重大事態に関する公表については、いじめの再発防止や未然防止のために大変に重要なことと捉えております。教育委員会といたしましても、今後答申をしっかりと受け止めさせていただき、対応してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましても、今後も教育行政に対し積極的に御助言や御意見をいただきたいと思っております。

本日は、ありがとうございました。

○教育総務課副課長 ありがとうございます。最後に事務局からも一言、御礼を申し上げさせていただきます。公表のあり方については、昨年度から専門的な見地から御審議をいただき、改めて御礼申し上げます。

教育長からもお話がありましたが、本日、教育委員会定例会がございまして、いただいた答申について御報告させていただきたいと思っております。

この内容につきましては、教育委員会として公表の考え方ということで確定をしてまいりたいと思っております。

その後の動きに関しましては改めて御連絡をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、第2回小田原市いじめ防止対策調査会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。